

政務調査費に関する申し入れ

情報公開への市民意識が高まるなか、全国的に政務調査費の使途公開は着実に広がっています。政令市では静岡が全ての支出に領収書添付を義務付け、福岡、札幌、さいたま、京都の4市では5万円以上の支出に添付を義務付けています。

地方分権が進み、地方議会の役割がますます大きくなるなか、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化し、地方議会の活性化を図るための政務調査費は、本来ならば今後一層その効果を市民に期待されるべきものです。しかし、使途が不透明な今のしくみでは、市民は期待感を抱こうにも抱けない状況です。

税金の使い方を厳しく監視する議会において、使途が明らかにされない公金の支出があるという問題は、政務調査費の本来の役割をおとしめ、市議会に対する市民の信頼をも失ってしまうことにつながりかねません。

先の広島市包括外部監査結果報告では、「条例、規則を改正し、収支報告書への領収書の添付を義務付けるとともに、領収書は市民の請求があれば閲覧できるようにすることが望ましい」との指摘がありました。くわえて、同報告をめぐる審議のなかで、「(包括外部監査人の指摘については)議会の方で、このご意見を踏まえてご検討されるべきこと」(2005年2月17日本会議 監査事務局長答弁)との発言もあり、市議会の主体的なとりくみが求められていることが再確認されました。

2003年度には「議会改革のあり方検討委員会」が設置され、海外視察については視察費の縮減や報告書の公開など一定の前進が図られましたが、政務調査費については何ら動きがありません。

議長におかれましては、市民に一層信頼される「開かれた議会」を実現するため、政務調査費の「領収書の添付と公開」に向けて議会の自発的なとりくみがなされるようリーダーシップをとられるよう申し入れるものです。よろしくお願いいたします。

2004年6月 20 日 日本共産党広島市会議員団

団長 皆川恵史
幹事長 中森辰一
副幹事長 中原洋美
村上厚子
藤井敏子